

北見市における固定資産評価証明書の 無料交付の廃止に関するお知らせ

北見市と釧路地方法務局北見支局（以下「法務局」といいます。）との間における地方税法第422条の3の規定に基づく通知の電子化に伴い、これまで不動産（土地・建物）の所有権移転登記等の申請において利用されていた、法務局が交付する固定資産評価証明書交付依頼書による北見市の固定資産評価証明書の無料交付が令和7年2月17日（月）から廃止されることになりました。

同日以降は、不動産について所有権移転登記等の登記申請をするに当たり、不動産の価格を調査する場合は、北見市発行の固定資産税納税通知書又は有料で発行される固定資産評価証明書等でこれまでと同様に確認するほか、法務局に対し価格の確認を依頼する方法があります。

法務局に対し不動産の価格の確認を依頼する方法については、釧路地方法務局北見支局（電話0157-23-6160）宛てお問い合わせください。

令和7年2月

釧路地方法務局